

○総務省令第四十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月二十七日

総務大臣 高市 早苗

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)
 第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで(第二種指定電気通信設備接続料規則第十六条第一項の規定に基づき接続料を設定する場合には、第十七の四の八まで)及び総務大臣が別に告示する様式の接続料(第二種指定電気通信設備との接続に關し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条において同じ。)の算出の根拠に關する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。

〔一・二 略〕

三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額(第二種指定電気通信設備との接続に關し、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(次号、次条第一項の表一の項口及び第二項並びに第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。)の請求に応じ個別に開發する機能に係るもの又は機能の開發に要した費用を当該機能を利用する他事業者の數等で案分することにより變動するものにあつては、その公正妥當な算定方法(案分方法を含む。))
 〔四・五 略〕

(第二種指定電気通信設備との接続箇所)

第二十三条の九の四 法第三十四条第三項第一号イの総務省令で定める箇所(次項において「標準的接続箇所」という。)は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ自らの第二種指定電気通信設備における同表の下欄に掲げる箇所とする。

一 次項に掲げる場合以外の場合

イ 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるものに限る。) における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所	ロ 第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備(他事業者が設置する電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであつて、データ伝送役務の提供に用いられるもの)に限り、専ら無線設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符速度
---	--

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)
 第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式の接続料(第二種指定電気通信設備との接続に關し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条において同じ。)の算出の根拠に關する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。

〔一・二 同上〕

三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額(第二種指定電気通信設備との接続に關し、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(次号、次条第二号及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。)の請求に応じ個別に開發する機能に係るもの又は機能の開發に要した費用を当該機能を利用する他事業者の數等で案分することにより變動するものにあつては、その公正妥當な算定方法(案分方法を含む。))
 〔四・五 同上〕

(第二種指定電気通信設備との接続箇所)

第二十三条の九の四 法第三十四条第三項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

- 一 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるものに限る。))における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所
- 二 第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備(他事業者が設置する電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであつて、データ伝送役務の提供に用いられるもの)に限り、専ら無線設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八メガチップのものを使用したデータ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。))
- 三 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備(特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換のみに用いられるもの)に限る。))における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

<p>2</p> <p>二 音声伝送役務の提供に用いられる第二種指定端末系無線基地局を設置していない場合</p>	<p>度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用したデータ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。）</p> <p>ハ 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所</p> <p>前項ロに掲げる箇所</p>
<p>自らの電気通信設備を他の電気通信事業者（以下この項において「間接接続事業者」という。）の第二種指定電気通信設備と一体的に運用する場合において、自らの伝送路設備の一端と接続される特定移動端末設備と他事業者（間接接続事業者を除く。）が設置する電気通信設備との間の伝送交換の全てが、間接接続事業者の標準的接続箇所により行われると総務大臣が認める場合は、前項の規定による箇所を代えて当該箇所を標準的接続箇所とし、当該伝送交換の一部が間接接続事業者の標準的接続箇所により行われると総務大臣が認める場合は、前項の規定による箇所に加えて当該箇所を標準的接続箇所とする。</p> <p>（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）</p> <p>第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第五号において同じ。）の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム（以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。）若しくはSIMカード（第二種指定電気通信設備接続料規則第四条第二項第三号に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続</p> <p>四〇 十一 略</p> <p>十二 第二種指定電気通信設備接続料規則第十六条第一項の規定に基づき共同して総務大臣の承認を受けた二以上の電気通信事業者にあつては、当該承認に係る機能の概要及び接続料の支払方法並びに当該二以上の電気通信事業者の設置する第二種指定電気通信設備の間の責任の分界</p> <p>十三 略</p> <p>十四 略</p>	<p>（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）</p> <p>第二十三条の九の五 「同上」</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第三号の三において同じ。）の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム（以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。）若しくはSIMカード（電気通信事業報告規則第十条に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続</p> <p>三の二〇 九 「同上」</p> <p>〔新設〕</p> <p>十 「同上」</p> <p>十一 「同上」</p>

<p>〔2 略〕</p> <p>第二十四条の四 〔略〕</p> <p>2 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、前項ただし書の場合（出席を求めらる者がない場合を除く。）を除き、一般公表日の翌日から起算して、届出計画について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける場合にあつては三十日以上、既報告変更について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける場合にあつては十日（休日数は算入しない。）以上の意見受付期間を設けなければならない。</p> <p>様式第17の4の2（第23条の9の3関係）</p> <p>1 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出</p> <p>〔表略〕</p> <p>注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項へに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項ニに掲げる機能をいう。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 「接続料対象外費用」の欄には、「音声伝送役務に係る費用」のうち、自らが設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供する音声伝送交換機能に係る費用でないものがある場合にあっては、当該費用が個別に分かるように記載すること。</p> <p>5 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。</p> <p>2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出</p> <p>〔表略〕</p> <p>注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。</p> <p>〔2～4 略〕</p> <p>5 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。</p> <p>2の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出</p> <p>〔表略〕</p> <p>注1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。</p> <p>2の3 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出</p> <p>〔表略〕</p> <p>注1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。</p> <p>〔2～4 略〕</p>	<p>〔2 同左〕</p> <p>第二十四条の四 〔同左〕</p> <p>2 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、前項ただし書の場合を除き、一般公表日の翌日から起算して、届出計画について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける場合にあつては三十日以上、既報告変更について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける場合にあつては十日（休日数は算入しない。）以上の意見受付期間を設けなければならない。</p> <p>様式第17の4の2（第23条の9の3関係）</p> <p>1 〔同左〕</p> <p>〔表同左〕</p> <p>注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。</p> <p>〔2・3 同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>〔表同左〕</p> <p>注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。</p> <p>〔2～4 同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2の2 〔同左〕</p> <p>〔表同左〕</p> <p>注1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。</p> <p>〔2 同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2の3 〔同左〕</p> <p>〔表同左〕</p> <p>注1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。</p> <p>〔2～4 同左〕</p>
---	---

5 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

3 機能別接続料原価算入営業費用細表
[表略]

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項ロに掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項ハに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項ニに掲げる機能をいう。

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。

[3 略]

4 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

4 原価の合算

	(電気通信事業者の別)	(電気通信事業者の別)	計
	接続料原価	接続料原価	
営業費			
運用費			
施設保全費			
共通費			
管理費			
試験研究費			
研究費償却			
減価償却費			
固定資産除却費			
通信設備使用料			
租税公課			
合計			

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合に作成すること。

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項に掲げる機能ごと(同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごと)に作成すること。

[新設]

3 [同左]
[表同左]

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。

[3 同左]

[新設]

[新設]

<p>3 「接続料原価」の欄には、1（音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出）、2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）、2の2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）又は2の3（データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出）により算出された額を記載すること。</p> <p>4 「（電気通信事業者の別）」の項は、必要に応じて、適宜追加すること。</p> <p>様式第17の4の3（第23条の9の3関係）</p> <p>1 機能に係るレポートベース</p> <p>【表略】</p>	<p>様式第17の4の3（第23条の9の3関係）</p> <p>1 【同左】</p> <p>【表同左】</p>
<p>注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同号ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項目に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。</p> <p>【2・3 略】</p> <p>4 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、<u>「当該機能に係る運転資本」の項を同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに分けて作成すること。</u></p>	<p>注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと（同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。</p> <p>【2・3 同左】</p> <p>【新設】</p>
<p>【2 略】</p> <p>3 他人資本費用</p> <p>【表略】</p> <p>注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項目に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項目に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。</p> <p>【2～4 略】</p> <p>【4・5 略】</p> <p>6 自己資本費用</p> <p>【表略】</p>	<p>【2 同左】</p> <p>3 【同左】</p> <p>【表同左】</p> <p>注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと（同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。</p> <p>【2～4 同左】</p> <p>【4・5 同左】</p> <p>6 【同左】</p> <p>【表同左】</p>
<p>注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項目に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項目に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。</p> <p>【2・3 略】</p> <p>【7・8 略】</p> <p>9 利益対応税</p> <p>【表略】</p>	<p>注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと（同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。</p> <p>【2・3 同左】</p> <p>【7・8 同左】</p> <p>9 【同左】</p> <p>【表同左】</p>

<p>注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。</p> <p>[10] 略</p> <p>11 利用</p> <p>[表略]</p>	<p>注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと（同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。</p> <p>[10] 同左</p> <p>11 [同左]</p> <p>[表同左]</p>
<p>注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。</p> <p>[12] 略</p> <p>様式第17の4の4（第23条の9の3関係）</p> <p>1 データ送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要</p> <p>[表略]</p>	<p>注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと（同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。</p> <p>[12] 同左</p> <p>様式第17の4の4（第23条の9の3関係）</p> <p>1 [同左]</p> <p>[表同左]</p>
<p>注 1 「データ送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。</p> <p>[2] 略</p> <p>1の2 データ送交換機能の回線数単位接続料に係る需要</p> <p>[表略]</p> <p>注 「データ送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。</p> <p>1の3 データ送交換機能のSIMカード枚数単位接続料に係る需要</p> <p>[表略]</p>	<p>注 1 「データ送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。</p> <p>[2] 略</p> <p>1の2 [同左]</p> <p>[表同左]</p> <p>注 「データ送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。</p> <p>1の3 [同左]</p> <p>[表同左]</p>
<p>注 1 「データ送交換機能のSIMカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう。</p> <p>[2] 略</p> <p>2 MNP転送機能に係る需要</p> <p>[表略]</p> <p>注 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の項へに掲げる機能をいう。</p> <p>3 SMS送交換機能に係る需要</p> <p>[表略]</p> <p>注 「SMS送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ニに掲げる機能をいう。</p>	<p>注 1 「データ送交換機能のSIMカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう。</p> <p>[2] 同左</p> <p>2 [同左]</p> <p>[表同左]</p> <p>注 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第3号に掲げる機能をいう。</p> <p>3 [同左]</p> <p>[表同左]</p> <p>注 「SMS送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第4号に掲げる機能をいう。</p>

<p>様式第17の4の5 (第23条の9の3関係)</p> <p>1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料</p> <p>【表略】</p>	<p>様式第17の4の5 (第23条の9の3関係)</p> <p>1 同左</p> <p>【表同左】</p>
<p>注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。</p> <p>【2～7 略】</p> <p>1の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料</p> <p>【表略】</p>	<p>注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。</p> <p>【2～7 同左】</p> <p>1の2 同左</p> <p>【表同左】</p>
<p>注1 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。</p> <p>【2・3 略】</p> <p>1の3 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料</p> <p>【表略】</p>	<p>注1 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。</p> <p>【2・3 同左】</p> <p>1の3 同左</p> <p>【表同左】</p>
<p>注1 「データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう。</p> <p>【2～4 略】</p> <p>2 MNP転送機能の接続料</p> <p>【表略】</p>	<p>注1 「データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう。</p> <p>【2～4 同左】</p> <p>2 同左</p> <p>【表同左】</p>
<p>注1 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能をいう。</p> <p>【2～6 略】</p> <p>3 SMS伝送交換機能の接続料</p> <p>【表略】</p>	<p>注1 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第3号に掲げる機能をいう。</p> <p>【2～6 同左】</p> <p>3 同左</p> <p>【表同左】</p>
<p>注1 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能をいう。</p> <p>【2～6 略】</p> <p>【4 略】</p> <p>様式第17の4の6 (第23条の9の3関係)</p> <p>【表略】</p>	<p>注1 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第4号に掲げる機能をいう。</p> <p>【2～6 同左】</p> <p>【4 同左】</p> <p>様式第17の4の6 (第23条の9の3関係)</p> <p>【表略】</p>
<p>注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項目に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項目に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項目に掲げる機能をいう。</p> <p>【2～5 略】</p> <p>様式第17の4の7 (第23条の9の3関係)</p> <p>【表略】</p>	<p>注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項目第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項目第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項目第4号に掲げる機能をいう。</p> <p>【2～5 同左】</p> <p>様式第17の4の7 (第23条の9の3関係)</p> <p>【表同左】</p>
<p>注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項目に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項目掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項目に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項目掲</p>	<p>注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項目第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項目第3号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項目第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項目第3</p>

に掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同項二に掲げる機能をいう。

[2～5 略]

6 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、

同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

様式第17の4の8 (第23条の9の3関係)

1 貸借対照表に計上された額の合算

資産の部	(電気通信事業者の別)		(電気通信事業者の別)		計	備考
	貸借対照表の額	相殺消去	貸借対照表の額	相殺消去		
I 固定資産						
A 電気通信事業固定資産						
(1) 有形固定資産						
1 機械設備						
減価償却累計額						
2 空中線設備						
減価償却累計額						
3 通信衛星設備						
減価償却累計額						
4 端末設備						
減価償却累計額						
5 市内線路設備						
減価償却累計額						
6 市外線路設備						
減価償却累計額						
7 土木設備						

号に掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。

[2～5 同左]

[新設]

[新設]

	減価償却累計額								
	8 海底線設備減価償却累計額								
	9 建物減価償却累計額								
	10 構築物減価償却累計額								
	11 機械及び装置減価償却累計額								
	12 車両及び船舶減価償却累計額								
	13 工具、器具及び備品減価償却累計額								
	14 休止設備減価償却累計額								
	15 土地								
	16 リース資産減価償却累計額								
	17 建設仮勘定								
	有形固定資産合計								
(2)	無形固定資産								
	1 海底線使用権								
	2 衛星利用権								
	3 施設利用権								

4	ソフトウェア								
5	のれん								
6	特許権								
7	借地権								
8	リース資産								
9	その他の無形 固定資産								
	無形固定資産合 計								
	電気通信事業固定資 産合計								
	B (何) 業固定資産								
	(1) 有形固定資産								
	1								
	減価償却累計 額								
	有形固定資産合 計								
	(2) 無形固定資産								
	1								
	無形固定資産合 計								
	(何) 業固定資産合 計								
	C 投資その他の資産								
	1 投資有価証券								
	2 親会社株式								
	3 関係会社株式								
	4 その他の関係 会社投資								
	5 出資金								
	6 関係会社出資 金								
	7 長期貸付金								
	8 社内長期貸付								

	金								
	9 関係会社長期貸付金								
	10 長期前払費用								
	11 繰延税金資産								
	12 その他の投資及びその他の資産								
	(何) 貸倒引当金 (貸方)								
	投資その他の資産合計								
	計								
	固定資産合計								
	II 流動資産								
	1 現金及び預金								
	2 受取手形								
	3 売掛金								
	4 未収入金								
	5 リース債権								
	6 リース投資資産								
	7 有価証券								
	8 親会社株式								
	9 貯蔵品								
	10 前渡金								
	11 前払費用								
	12 繰延税金資産								
	13 その他の流動資産								
	(何) 貸倒引当金 (貸方)								
	流動資産合計								
	III 繰延資産								
	1 創立費								

	2	開業費								
	3	株式交付費								
	4	社債発行費等								
	5	開発費								
		繰延資産合計								
		資産合計								
		負債の部								
		I 固定負債								
	1	社債								
	2	長期借入金								
	3	関係会社長期借入金								
	4	リース債務								
	5	繰延税金負債								
	6	退職給付引当金								
	7	(何) 引当金								
	8	資産除去債務								
	9	その他の固定負債								
		固定負債合計								
		II 流動負債								
	1	1年以内に期限到来の固定負債								
	2	1年以内に期限到来の関係会社長期借入金								
	3	支払手形								
	4	買掛金								
	5	短期借入金								
	6	リース債務								
	7	未払金								
	8	未払費用								

9	未払法人税等								
10	繰延税金負債								
11	前受金								
12	預り金								
13	従業員預り金								
14	前受収益								
15	(何) 引当金								
16	資産除去債務								
17	その他の流動負債								
	流動負債合計								
	負債合計								
	純資産の部								
	I 株主資本								
1	資本金								
2	新株式申込証 拠金								
3	資本剰余金								
	(a) 資本準 備金								
	(b) その他 資本剰余 金								
	資本剰余金合 計								
4	利益剰余金								
	(a) 利益準 備金								
	(b) その他 利益剰余 金								
	(何) 積立金 (又は)								

	(何) 準 備金)								
	繰越利 益剰余金								
	利益剰余金合 計								
	5 自己株式 (借 方)								
	6 自己株式申込 証拠金								
	株主資本合計								
	II 評価・換算差額等								
	1 その他有価証 券評価差額金								
	2 繰延ヘッジ損 益								
	3 土地再評価差 額金								
	評価・換算差額等合計								
	III 新株予約権								
	純資産合計								
	負債・純資産合計								

- 注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合に作成すること。
- 2 貸借対照表日において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。この場合、当該省略科目の次位の科目を省略科目の位置に記載し、以下順次繰り上げること。
- 3 原価及び利潤の算定期間、前算定期間、前々算定期間並びに前々々算定期間ごとに作成すること。
- 4 「(電気通信事業者の別)」の項は、必要に及び、適宜追加すること。
- 5 備考欄には、相殺消去の理由を記載すること。
- 2 営業外費用の合算

	(電気通信事業者の 別)	(電気通信事業者の 別)	計	備考
	損益計算 書の額	損益計算 書の額		

営業外費用									
1	支払利息								
2	社債利息								
3	社債発行費等 償却								
4	株式交付費償 却								
5	創立費償却								
6	開業費償却								
7	開発費償却								
8	有価証券売却 損								
9	有価証券評価 損								
10	雑支出								
営業外費用合計									

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第 1 項の規定に基づき接続料を設定する場合に作成すること。

2 「(電気通信事業者の別)」の項は、必要に応じ、適宜追加すること。

3 備考欄には、相殺消去の理由を記載すること。

様式第18 (第24条関係)
【略】

注 1 【略】

【2～14 略】

15 「利用条件の設定」については、当該機能に係る電気通信役務の利用に際して利用条件の設定が必要な場合には、その条件について記載すること。

【16～24 略】

様式第18 (第24条関係)

【同左】

注 1 【同左】

【2～14 同左】

15 「利用条件の設定」については、当該機能に係る電気通信役務の利用に際して利用条件の設定が必要な場合は、その条件について記載すること。

【16～24 同左】

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第二条 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

「第一章 略」

第二章 法定機能の内容等（第四条）

第三章 原価及び利潤の算定（第五条―第十条）

第四章 接続料設定（第十一条―第十五条）

第五章 複数事業者による接続料設定（第十六条）

第六章 接続料の計算等（第十七条）

附則

（目的）

第一条 この省令は、第二種指定電気通信設備との接続に關し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき金額（以下「接続料」という。）に關して、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十四条第三項第一号ロの総務省令で定める機能（以下「法定機能」という。）の適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に關する事項を定め、もつて法定機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保することを目的とする。

（遵守義務）

第三条 事業者は、法定機能ごとの接続料に關してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

第二章 法定機能の内容等

第四条 法定機能は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

区分		機能の区分		内容	
一 次項に掲げる場合以外 の場合	イ	音声伝送交換機能	第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能	第二種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）が設置する当該電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続した上	
	ロ	データ伝送交換機能	第二種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）が設置する当該電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続した上		

目次

「第一章 同上」

第二章 機能（第四条）

第三章 原価及び利潤の算定（第五条―第十条）

第四章 接続料設定（第十一条―第十五条）

第五章 接続料の計算等（第十六条）

附則

（目的）

第一条 この省令は、第二種指定電気通信設備との接続に關し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき金額（以下「接続料」という。）に關して、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十四条第三項第一号ロの機能（以下「機能」という。）の適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に關する事項を定め、もつて機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保することを目的とする。

（遵守義務）

第三条 事業者は、機能ごとの接続料に關してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

第二章 機能

第四条 法第三十四条第三項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の各号に掲げる機能の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 音声伝送交換機能 第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
- 二 データ伝送交換機能 第二種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）が設置する当該電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五で定める条件に適合する無線設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八メガチップのものを使用した符号又は影像の伝送交換を行うものを除く。）
- 三 番号ポータビリティ転送機能 番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
- 四 ショートメッセージ伝送交換機能 特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して

<p>二 事業者が音声伝送業務の提供に用いられる第二種指定端末系無線基地局を設置していない場合</p>	<p>前項ロに掲げる機能</p>	<p>前項ロに掲げる内容</p>
<p>二 ショートメッセージ伝送交換機能</p>	<p>前項ロに掲げる機能</p>	<p>前項ロに掲げる内容</p>
<p>ハ 番号ポータビリティ転送機能</p>	<p>前項ロに掲げる機能</p>	<p>前項ロに掲げる内容</p>
<p>ハ 番号ポータビリティ転送機能</p>	<p>前項ロに掲げる機能</p>	<p>前項ロに掲げる内容</p>

2 前項の表一の項ロに掲げる機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。

- 一 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの
- 二 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）
- 三 SIMカード（携帯電話、携帯電話・PHSアクセスサービス（PHSに係るものを除く）

2 行われる文字の伝送交換を行う機能

一 前項第二号の機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。

二 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの

三 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）

四 SIMカード（電気通信事業者報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。以下同じ。）の提供に係るもの（事業者が現にSIMカードの提供を行っている場合に限る。）

。）、三・九一四世代移動通信アクセスサービス及びBWAアクセスサービスの電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該電気通信役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をいう。以下同じ。）の提供に係るもの（事業者が現にSIMカードの提供を行っている場合に限る。）

（接統料の原価及び利潤）

第六条 接統料の原価は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。

2 接統料の利潤は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該法定機能に係る接統料の利潤の算定期間に係る貸借対照表（接統会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いるものとする。

〔3 略〕

（第二種指定設備管理運営費の算定）

第七条 法定機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該法定機能の区分ごとに、当該法定機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

〔2 略〕

（他人資本費用）

第八条 法定機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用 $=$ 当該法定機能に係るリースリース \times 他人資本比率 \times 他人資本利子率

2 法定機能に係るリースリースの額は、次に掲げる式により計算する。

当該法定機能に係るリースリース $=$ 対象設備等の正味固定資産価額 $+$ 繰延資産 $+$ 投資その他の資産 $+$ 貯蔵品 $+$ 運転資本

〔3 略〕

4 第二項の繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額は、貸借対照表に記載された繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定する。

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

（接統料の原価及び利潤）

第六条 接統料の原価は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。

2 接統料の利潤は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接統料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いるものとする。

〔3 同上〕

（第二種指定設備管理運営費の算定）

第七条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

〔2 同上〕

（他人資本費用）

第八条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用 $=$ 当該機能に係るリースリース \times 他人資本比率 \times 他人資本利子率

2 第四条第一項各号に掲げる機能に係るリースリースの額は、次に掲げる式により計算する。

当該機能に係るリースリース $=$ 対象設備等の正味固定資産価額 $+$ 繰延資産 $+$ 投資その他の資産 $+$ 貯蔵品 $+$ 運転資本

〔3 同上〕

4 第二項の繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額は、接統会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表に記載された繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定する。

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

(番号ポータビリティ転送機能の接続料)
第十四条 第四号第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)
第十五条 第四号第一項の表一の項ニに掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第五章 複数事業者による接続料設定

第十六条 二以上の事業者が法定機能の全部又は一部をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合には、当該二以上の事業者は、当該全部又は一部の法定機能に係る接続料を算定する一の事業者を明らかにして総務大臣の承認を共同して受けた上で当該接続料を設定しなければならない。

2 前項の承認を受けた二以上の事業者のうち同項の一の事業者に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条	接続会計規則別表第三 整理された資産	自らの接続会計規則別表第三 整理された資産並びに第十六条第一項の承認を共同して受けた他の事業者（以下「共同設定者」という。）の接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に整理された費用及び接続会計規則別表第二の役員別固定資産帰属明細表に整理された資産
第六条第二項	係る貸借対照表 計上された	係る自らの貸借対照表 計上された額及び共同設定者の貸借対照表に計上された額を合算した額を基礎として算定された額の
第七条第二項	接続会計規則別表第三 記載された費用	自らの接続会計規則別表第三 記載された費用及び共同設定者の同表の移動電気通信役務収支表に記載された費用
第八条第二項	当該法定機能に係るライン ＝対象設備等の正味 固定資産価額＋繰延資産＋ 投資その他の資産＋貯蔵品	当該法定機能に係るライン ＝対象設備等の正味固定 資産価額＋繰延資産＋投資そ の他の資産＋貯蔵品＋自らの

(番号ポータビリティ転送機能の接続料)
第十四条 第四号第一項第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)
第十五条 第四号第一項第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

[新設]

			十箇年資本	自らの接続会計規則別表第二の帳簿額及び共同設定者の同表の役員別固定資産帰属明細表の帳簿額
第八条第三項	接続会計規則別表第二の帳簿額		自らの接続会計規則別表第二の帳簿額及び共同設定者の同表の役員別固定資産帰属明細表の帳簿額	
第八条第四項	第二種指定電気通信設備		自らの第二種指定電気通信設備及び共同設定者の第二種指定電気通信設備	
第八条第五項	運転資本の額	次に 対象設備等	自らの運転資本の額及び共同設定者の運転資本の額 それぞれ次に 対象設備等（自らの運転資本の額の計算にあつては自らの設置する対象設備等をいい、共同設定者の運転資本の額の計算にあつては共同設定者の設置する対象設備等をいう。）	
第八条第八項	営業外費用		営業外費用（自らの営業外費用と共同設定者の営業外費用を合算したものをいう。）	
第十条第四項	法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計		自らの法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計並びに共同設定者の法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計	
第十三条第二項第一号	計算した運転資本		計算した自らの運転資本	
	運転資本＝前号の調達費用×（SIMカードの提供からこれに係る接続料の収納までの平均的な日数／三百六十五日）		自らの運転資本＝前号の調達費用×（自らのSIMカードの提供からこれに係る接続料の収納までの平均的な日数／三百六十五日）	

3 第一項の承認を受けた二以上の事業者のうち同項の一の事業者以外の事業者は、同項の全部又は一部の法定機能に係る接続料について、前二章の規定にかかわらず、当該一の事業者の設定した接続料と同額として設定するものとする。

第六章 接続料の計算等

第十七条 事業者は、法第三十四条第六項の規定により毎事業年度の会計を整理したとき（前条第一項の承認を受けた二以上の事業者にあつては、当該二以上の事業者のうち自ら以外の事業者が整理したときを含む。）に、その結果等及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算するものとする。

2 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該法定機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

3 第四条第一項の表一の項口に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第二項の規定に基づき算定する場合においては、当該接続料について、前項の規定は適用しない。

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第五章 接続料の計算等

第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定により毎事業年度の会計を整理したときに、その結果等及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算するものとする。

2 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

3 第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第二項の規定に基づき算定する場合においては、当該接続料について、前項の規定は適用しない。

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第三条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(卸電気通信役務の提供に関する報告)</p> <p>第四条の九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、対象卸電気通信役務(当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)の卸電気通信役務(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供するものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を電気通信事業者(当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの(その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。)又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の九により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>「一〇十一 略」</p> <p>十二 提供卸電気通信役務に係るSIMカード(第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)第四条第二項第三号に規定するSIMカードをいう。)の種類、機能、料金その他の提供条件</p> <p>「十三・十四 略」</p> <p>「二〇七 略」</p>	<p>(卸電気通信役務の提供に関する報告)</p> <p>第四条の九 「同上」</p> <p>「一〇十一 同上」</p> <p>十二 提供卸電気通信役務に係るSIMカード(第十条に規定するSIMカードをいう。)の種類、機能、料金その他の提供条件</p> <p>「十三・十四 同上」</p> <p>「二〇七 同上」</p>
<p>備考 表中「」の記載は注記である。</p>	

(第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第四条 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

(用語)
 第二条 「略」
 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 「一〇十 略」
 「一〇十一 略」
 「一〇十二 略」
 「一〇十三 略」
 「一〇十四 略」
 「一〇十五 略」
 (法定機能の区分、内容及び対象設備等)
 第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等と同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

(用語)
 第二条 「同上」
 2 「同上」
 「一〇十 同上」
 「一〇十一 セルリレー装置 A T Mデータ伝送方式(非同期転送モードを用いてデータを伝送するための通信方式をいう。)によりセルを交換するための電気通信設備をいう。
 「一〇十二 同上」
 「一〇十三 同上」
 「一〇十四 同上」
 「一〇十五 同上」
 (法定機能の区分、内容及び対象設備等)
 第四条 「同上」

機能の区分	内容	対象設備
七 通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能(第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。)	通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)及び当該交換等設備に係る伝送路設備
八 信号伝送機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

機能の区分	内容	対象設備
七 通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能(第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。)	通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)及び当該交換等設備に係る伝送路設備
七の二 データ伝送機能	セルリレー装置及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	セルリレー装置及び当該セルリレー装置に係る伝送路設備
八 信号伝送機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

〔備考 略〕
 (端末回線伝送機能等の接続料)
 第十七条 第四条の表一の項の機能(帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。)、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能(中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。)、六の二の項の特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めるこ

〔備考 同上〕
 (端末回線伝送機能等の接続料)
 第十七条 第四条の表一の項の機能(帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。)、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能(中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。)、六の二の項の特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の二の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定め

とができる。
〔2 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

ることができ
〔2 同上〕

(第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

附則 (接続料算定の特例)

第四条 次に掲げる場合における法第三十三條第四項第一号ロの総務省令で定める機能（以下この項において「法定機能」という。）については、新規則第四條の規定（同條の表二の項（加入者交換機能（同表備考二のイに掲げる機能を除く。））、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機専用トランクポート機能に係る部分に限る。）の四の項、五の項（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に係る部分に限る。）の六の項（中継伝送専用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に係る部分に限る。）及び八の項に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、法定機能は、同条に定める機能（同条の表一の項の機能、二の項の機能（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイに掲げる機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能に限る。））、三の項から三の三の項までの機能、五の項の関門系ルータ交換機能、五の二の項の機能、六の項の機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）並びに六の二の項から七の二の項まで及び九の項から十四の項までの機能に限る。）のほか、附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能とする。

〔一・二 略〕

三 令和四年三月三十一日までの間において、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三條の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この号において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の電気通信事業者が存在する場合において、当該他の電気通信事業者の設置する第一種指定電気通信設備の機能（法第三十三條第五項機能に限る。次条第二項第二号において「他地域設備機能」という。）に係る接続料の水準が第一号に規定する条件に該当する場合（前二号に掲げる場合を除く。）

〔2・3 略〕

第五条 〔略〕
2 前項において、特定比率は、五分の一、五分の二、五分の三、五分の四又は五分の五のいずれかの比率であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

〔一 略〕

二 全ての法第三十三條第五項機能（令和四年三月三十一日までの間においては、前条第一項第三号に該当する場合における他地域設備機能を含む。）について同一であること。

〔三 略〕

第六条 新規則第三章から第五章までの規定（第六条、第七条、第八条（第一項及び第二項本文に限る。））、第九条（第一項及び第二項本文に限る。））、第十一条（第三項ただし書を除く。））、第十二条（第五項を除く。））、第十二條の二第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。））、第十四條（第二項ただし書を除く。））、第十五條（第三項を除く。）並びに第十六條から第十七條までの規定に限る。）及び別表第一の一から別表第五までの規定並びに新平成十七年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに平成二十五年改正省令附則第六項及び第七項の規定は、附則別表第一の二の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

附則 (接続料算定の特例)

第四条 次に掲げる場合における法第三十三條第四項第一号ロの総務省令で定める機能（以下この項において「法定機能」という。）については、新規則第四條の規定（同條の表二の項（加入者交換機能（同表備考二のイに掲げる機能を除く。））、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機専用トランクポート機能に係る部分に限る。）の四の項、五の項（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に係る部分に限る。）の六の項（中継伝送専用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に係る部分に限る。）及び八の項に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、法定機能は、同条に定める機能（同条の表一の項の機能、二の項の機能（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイに掲げる機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能に限る。））、三の項から三の三の項までの機能、五の項の関門系ルータ交換機能、五の二の項の機能、六の項の機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）並びに六の二の項から七の二の項まで及び九の項から十四の項までの機能に限る。）のほか、附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能とする。

〔一・二 同上〕

三 平成三十四年三月三十一日までの間において、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三條の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この号において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の電気通信事業者が存在する場合において、当該他の電気通信事業者の設置する第一種指定電気通信設備の機能（法第三十三條第五項機能に限る。次条第二項第二号において「他地域設備機能」という。）に係る接続料の水準が第一号に規定する条件に該当する場合（前二号に掲げる場合を除く。）

〔2・3 同上〕

第五条 〔同上〕
2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 全ての法第三十三條第五項機能（平成三十四年三月三十一日までの間においては、前条第一項第三号に該当する場合における他地域設備機能を含む。）について同一であること。

〔三 同上〕

第六条 〔同上〕

表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	[略]	
新規則第十七条第一項	[略]	の
	<p>一、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能（中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）、六の二の項の特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の項までの機能の</p>	
[略]		

附則別表第3の1 (附則第6条関係) 正味固定資産価額算定方法

	[略]	
設備区分	[略]	算定方法
き線点遠隔收容装置	[1~4 略]	<p>5 投資額の算定 次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔收容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔收容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔收容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 局ごとき線点遠隔收容装置投資額 $= (\text{き線点遠隔收容装置ユニット数} \times \text{き線点遠隔收容装置ユニット単価} + \text{専用線收容装置ユニット数} \times \text{専用線ユニット単価}) \times \text{き線点遠隔收容装置回線数}$ $\div (\text{き線点遠隔收容装置回線数} + \text{専用線遠隔收容装置回線数})$ </p> <p>(2) 略</p>
[略]		

附則別表第5の3 (附則第6条関係) 費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
[略]		
市内線路撤去費用対投資額比率	0.002397	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.001239	—
建物撤去費用対投資額比率	0.002532	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.002488	—

	[同上]	
新規則第十七条第一項	[同上]	の
	<p>一、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能（中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）、六の二の項の特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の二の項までの機能の</p>	
[同上]		

附則別表第3の1 (附則第6条関係) 正味固定資産価額算定方法

	[同上]	
設備区分	[同上]	算定方法
き線点遠隔收容装置	[1~4 同左]	<p>5 投資額の算定 次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔收容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔收容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔收容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 局ごとき線点遠隔收容装置投資額 $= (\text{き線点遠隔收容装置ユニット数} \times \text{き線点遠隔收容装置ユニット単価} + \text{専用線收容装置ユニット数} \times \text{専用線ユニット単価}) \times \text{き線点遠隔收容装置回線数}$ $\div (\text{き線点遠隔收容装置回線数} + \text{専用線遠隔收容装置回線数})$ </p> <p>(2) 同左</p>
[同左]		

附則別表第5の3 (附則第6条関係) 費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
[同左]		
市内線路撤去費用対投資額比率	0.002397	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.001239	—
建物撤去費用対投資額比率	0.002532	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.002488	—

機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0006553	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0009559	—
試験研究費対直接費比率	0.02488	—
1回線当たり接続関連事務費	0	円/回線
管理共通費比率	0.1506	—
【略】		

機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0006553	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0009559	—
試験研究費対直接費比率	0.02488	—
1回線当たり接続関連事務費	0	円/回線
管理共通費比率	0.1506	—
【同左】		

備考 表中の「」の記号は注記による。

附 則

この省令は、令和元年十二月二十四日から施行する。ただし、第一条中電気通信事業法施行規則第二十四条の四第二項及び様式第十八の改正規定並びに第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。